

監査監第870号

令和5年9月5日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 江原 大輔 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 三神 尊志

同 高子 景

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

都市戦略本部

都市経営戦略部

行財政改革推進部

デジタル改革推進部

未来都市推進部

消防局

総務部

消防総務課、消防団活躍推進室、消防企画課、消防職員課、消防施設課

予防部

予防課、査察指導課

警防部

警防課、救急課、救急指導室、指令課

消防署

管理指導課、消防1課、消防2課、出張所

(2) 対象事務

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年2月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られている

か。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

(4) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

(5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和5年4月21日（金）から令和5年8月29日（火）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

公有財産の貸付（電柱）に係る財産貸付収入において、土地賃貸借契約の変更契約を締結せず、貸付料を過少に徴収していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【未来都市推進部】

(2) 支出事務

ア 会計年度任用職員の任用において、社会保険の被保険者の資格の取得に関する事項及び雇用保険の被保険者となった旨を届け出ていなかったため、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【行財政改革推進部】

イ 資金前渡（インターネット回線等）において、出納閉鎖前に精算しているにもかかわらず、精算残金を令和3年度の歳出戻入としていなかったため、地方自治法施行令第159条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【デジタル改革推進部】

ウ 公務に関する郵便物の発送において、私費で郵便料金を支払っていたため、適正な事務処理を行うべきである。 【消防団活躍推進室】

(3) 契約事務

ア さいたま市持出制御システム賃貸借契約において、契約内容の変更に係る専決権者の決裁を経ずに契約書の差替えを行い、借入物品の変更をしていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【デジタル改革推進部】

イ さいたま市消防局人員輸送車賃貸借契約等において、入札に係る委任状の所在が確認できなかったため、適正な事務処理を行うべきである。 【警防課】

ウ さいたま市消防局救急廃棄物収集運搬処理業務委託契約において、一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【救急課】

エ 令和4年度署活動用無線機賃貸借契約において、一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【指令課】

(4) 財産管理事務

ア 金庫内に、出所が不明な切手等を保管していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【消防団活躍推進室】

イ 公有財産の貸付契約（自動販売機）において、公募の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【消防施設課】

(5) 行政事務（行政監査）

地方公務員法第33条において、信用失墜行為の禁止が規定されており、具体的にどのような行為が信用失墜行為に該当するかについては規定されていないものの、特定の市民から金券を受領したこと及び当該金券を執務室内の金庫で保管していたことは、相手方との利害関係の有無に関わらず、市民の信用を損なうおそれのある行為である。職員一人ひとりの行動が、公務全体の信用に影響を与えることを十分に理解、認識し、市民の信頼確保の観点から、市職員として適正な対応をすべきである。 【消防団活躍推進室】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。